電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果と御意見に対する考え方

（意見募集期間：令和７年９月13日～令和７年10月14日意見募集）

提出件数　４件（匿名　２件、個人　１件、法人　１件）

（受付順）

No.	提出者	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	匿名	41条の（5）につきましては、規制の拡大などに反対する観点から、新設しないでいただきますよう、お願いいたします。	電波伝搬障害防止制度は、高層建築物等の建築により重要無線通信が突然に遮断されるのを未然に防ぐことを目的としており、伝搬障害が発生する見込みが明らかである場合、原則として伝搬障害防止区域を指定すべきではないことから、第41条の規定を設けているものです。 本改正は、今般の法改正を踏まえ、洋上風力発電設備等による伝搬障害の発生が想定される場合における適切な対応のため、規定の追加を行うものであり、「規制の拡大」には当たらず、かつ、洋上風力発電の推進と水上における重要無線通信の確保の調和の観点から必要なものと考えています。	無
2	匿名	水面の高さは、潮の満ち引きにより変化するが、いつを基準とするのか？	電波伝搬障害防止制度の円滑かつ統一的な運用のため、海上については東京湾平均海面を基準とすることを予定しており、関係者にも適切に周知を図ってまいります。 また、河川や湖等については、その周囲の標高を基準とすることを想定しており、今後の実際の状況を踏まえながら、適切に対応してまいります。	無

3	個人	今般の電波法関係審査基準の改正案は、つまるところ、従前は「地上高45m以上」としているものを「地表又は水面からの高さが45m以上」としているように、新しく水面を定義したものと思われる。 この理由は、報道発表資料に「近年、 洋上風力発電設備等の水上の工作物が増加しており、」とある通り主に海面を想定していると思慮される。 しかし海面は当然に、干潮、満潮、その他気圧などで常にその水面の高さが変わるが、本改正案ではいつの時点の高さを基準とするかが定かでなく曖昧である。(他にも、その地点の平均海面を用いる、または全国一律に東京湾平均海面を適用すること等も考えられる。) 基準が曖昧であることは民間の立場からすると予測不能な不確かな制度でしかなく、本改正案における海面(水面)の0mの基準を明確にされたい。 また、本改正案は海面だけではなく、河川、沼、湖、ダムについても適用されるものと思慮するが、それらの水面の高さは雨天又は渇水などによる変動が無視できない。河川、沼、湖、ダムにつき、本改正案ではどのように0mを定義するのか明らかにされたい。	電波伝搬障害防止制度の円滑かつ統一的な運用のため、海上については東京湾平均海面を基準とすることを予定しており、関係者にも適切に周知を図ってまいります。 また、河川や湖等については、その周囲の標高を基準とすることを想定しており、今後の実際の状況を踏まえながら、適切に対応してまいります。	無
4	法人 株式会社NTTドコモ	当社としても重要無線通信を運用しており、昨今、洋上風力発電などの水上の工作物の増加に伴い、当該区域の電波伝搬障害防止の必要性を認識しております。 今回の改正案は、電波法第百二条の改正(令和7年4月25日公布、同年10月1日施行)を反映したものであり、地上に加えて水上についても伝搬障害防止区域として指定が可能となることから、賛同いたします。	賛同の御意見として承ります。	無